

浜の活力再生プラン
令和 7～11年度
第 3 期

1 地域水産業再生委員会

| | |
|------|---------------------|
| 組織名 | みうら地区地域水産業再生委員会 |
| 代表者名 | 大畑 浩一（みうら漁業協同組合 参事） |

| | |
|-----------|---|
| 再生委員会の構成員 | みうら漁業協同組合、三浦市、神奈川県東部漁港事務所、 神奈川県漁業協同組合連合会 |
| オブザーバー | 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター 神奈川県水産技術センター |

| | |
|-------------------|---|
| 対象となる地域の範囲及び漁業の種類 | <p>範囲：三浦市（みうら漁業協同組合）</p> <p>漁業の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定置網 9経営体 ・ 一本釣り 97経営体 ・ 刺し網 42経営体 ・ 採貝・採藻 51経営体 ・ 底立てはえ縄 2経営体 ・ しらす船びき網 1経営体 <p>※上記漁業と兼業の漁業種類として、沿岸いか釣り、裸もぐり、みづき、たこつぼ、わかめ類養殖、こんぶ類養殖がある。総経営体数（兼業による重複を排除した実数）は202経営体である。 （令和 6 年10月31日現在）</p> |
|-------------------|---|

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

| |
|--|
| <p>本地区は、三浦半島の突端に位置し、良好な漁場が至近であることや南に面した城ヶ島が自然の防波堤の役目を果たす「天然の良港」であることにより、古くから沖合・沿岸漁業の拠点として利用されてきた。</p> <p>本地区はメバチが我が国有数の取扱量があり、1日に約500本のマグロが取扱われ、首都圏を中心として毎日出荷されている。沿岸・沖合漁業は、三浦半島近海や伊豆七島海域を漁場とし、魚体の傷みが少なく高価格で取引される一本釣りの漁業をはじめ、定置網漁業や刺網漁業、みづき漁等が行われている。また、サザエ、アワビ類といった磯に生息する水産資源の増大を目的とした栽培漁業や漁獲の少ない冬場には、ワカメ、コンブといった海藻類の養殖も行われている。</p> <p>しかしながら、平成 9 年以降三浦市三崎水産物地方卸売市場の取扱量及び取扱金額は逡減し、本地区水産業は縮小傾向という危機を迎えている。平成 9 年には62,962トンあった取扱量が令和 5 年には17,179トンまで減少した。この原因は、世界的なマグロ類資源の低迷や漁獲規制に加え、本地区における沿岸漁業経営体の減少や高齢化の進行といった地域の構造変化が挙げられる。また登録漁船や外来漁船の利用減少といった三崎漁港の利用度の低下も一因と考えられる。</p> <p>さらに、魚価低迷や燃油類高騰により、定置網 1 ケ統が廃業する等漁業の縮小がみられている。また、平成24年頃からアイゴやウニ類といった生物による食害が一因となって藻場の衰退が見られ、魚類及び貝類・藻類の収穫量の減少を招く磯焼け被害が漁家経営の厳しい現状に追い打ちをかけている。</p> <p>これらを打開し、本地区の水産業を活力あるものにするために、新たな動きも行われてい</p> |
|--|

る。平成29年度には高度衛生管理された冷凍マグロ専用卸売市場が竣工し、令和2年度には高度衛生管理化された沿岸卸売市場も竣工した。

磯焼け対策として、食害生物の除去に加え、カジメの生育促進や陸上での養殖活動に取り組んでいる。アオリイカの産卵床設置の取り組みでは、漁業者自らが樹木の伐採から魚礁づくりや設置まで行い、産卵床すべてに卵が産みつけられたことを確認した。貝類や魚類の種苗放流も行い、地先資源の回復に努めている。

(2) その他の関連する現状等

首都圏に近く日帰り観光が可能のため、三崎地区を訪れる観光客は年約200万人である。三崎のマグロを始めとした新鮮な水産物を目当てに訪れる観光客も多い。相模湾で初となる海上釣り堀「みうら海王」では、本格的な海釣りの醍醐味を手軽に味わうことができる。

また京浜急行電鉄が発売する「みさきまぐろきっぷ」等により、多くの観光客が本地区を回遊している。さらに、令和2年に一部が開通した三浦縦貫道は、交通量が増加しており、車での来訪者に対する利便性向上がもたらされている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

| |
|--|
| |
|--|

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

前期の浜プランでは、みうら漁業協同組合と諸磯漁業協同組合の合併を契機に、みうら漁業協同組合を含めたみうら地区全体で浜プランを策定し、水揚量及び市場取扱量の増加や三崎の水産物の価格形成力の向上に資する取組みを行い、漁業収入の向上を図った。

今期の浜プランでは、以下の取組みにより、漁業収入向上及び水揚量の維持・回復、漁業コストの削減並びに海業による漁村活性化を図る。

1 漁業収入向上のための取組

(1) 魚価向上のための取組

- ・令和2年度に三浦市沿岸卸売市場（三崎沿岸販売所）が高度衛生管理に対応した施設に改修されたことに伴い、高度衛生管理基準に沿って漁獲物の鮮度保持や衛生管理を徹底することで、他市場との差別化を図り、魚価向上を目指す。
 - ・三崎地区以外で水揚げされた魚介類の魚価向上を図るため、高度衛生管理化された三崎沿岸販売所への集約を進める。また、ロットを確保して魚価を安定させるため、他地区からの漁獲物の搬入が増加するよう、卸売団体との協議を行い卸売市場の運営の見直し（市場の開設時間の延長等）に取り組む。
 - ・漁協が運営する食堂での観光客や釣り客への水産物の販売、海上釣り堀「みうら海王」への魚の供給、海の駅“うらり”や市内の朝市等の交流イベントへの出展等、観光業を取り込んだ水産物の販売促進に取り組む。
 - ・漁業者は、収穫時に魚体を傷つけることのないようにスポンジ上で針を外すことなどにより魚価向上に取り組む。
 - ・また、一部の漁業者は、漁船の甕に魚類を容れる際には滅菌海水を使用することにより魚価向上に取り組む。
 - ・仲買人を増加させることや、特定魚種の取引に長けている仲買人へ売込むことに取り組む。
 - ・ミウラガストロノミー研究会へ魚類を提供することにより、国内外の富裕層を対象としたガストロノミーツーリズムにおける食体験を通じて認知度を高めることに取り組む。
- (2) 水揚量の維持・回復のための取組
- ・当地区で重要な水産資源である磯根資源の増大のため、磯焼けの原因となる食害生物の除去活動を行い、藻場の回復状況に応じたアワビ類、サザエ等の種苗放流を行う。
- (3) その他
- ・漁業者の安心・安全な漁業活動を維持・推進するため、漁業施設の更新・整備を進める。
- 2 漁業コスト削減のための取組
- 漁業コスト削減のため、船底等の清掃、出漁、帰港時の減速航行等に取り組む。
- 3 漁村の活性化のための取組
- ・専門学校と連携し、生徒が漁業体験を行う機会を設けるなど、漁業に興味関心のある人に漁業の魅力をアピールすることにより、新規漁業就業者の確保に努める。
 - ・遊漁船業や交流イベント等の海業を推進することにより、釣り客や観光客の増加と地域活性化を図る。

(3) 資源管理に係る取組

- ・神奈川県漁業調整規則に基づき採捕制限を徹底し、水産資源の適切な管理を行う。
- ・漁協の共同漁業権行使規則により採捕禁止期間等を設け遵守する。

(4) 具体的な取組内容

1 年目 (令和 7 年度) 所得向上率 (基準年比) 2.2%

| | |
|----------------------|---|
| <p>漁業収入向上のための取組</p> | <p>(1) 魚価向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、酸化抑制効果のある窒素により構成された氷を船上で適切に活用し、漁獲物の鮮度保持や衛生管理に努めるとともに、高度衛生管理マニュアルに基づき水揚や荷捌時における水産物の取扱ルールを遵守する。 ・三崎地区以外の漁業者は、三崎沿岸販売所に搬入することによって付加価値向上が見込まれる漁業種類及び魚種の抽出を行う。 ・漁協は、観光客や釣り客への水産物の販売、海上釣り堀「みうら海王」への魚の供給、交流イベントへの出展等、観光業を取り込んだ水産物の販売促進に取り組む。 ・漁業者は、キンメダイ、ムツ等の魚類収穫時に魚体を傷つけることのないようにスポンジ上で針を外すことなどに取り組む。 ・一部の漁業者は、漁船の甕に魚類を容れる際には滅菌海水を使用することに取り組む。 ・漁協は、地元水産関連企業を中心に仲買人になることのメリットをアピールすることで仲買人を増加させることや、特定魚種の取引に長けている仲買人へ魚体や鮮度の良さを伝えることで売込むことに取り組む。 ・漁協は、ミウラガストロノミー研究会へ魚類を提供することにより、国内外の富裕層を対象としたガストロノミーツーリズムにおける食体験を通じて認知度を高めることに取り組む。 <p>(2) 水揚量の維持・回復のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、県水産技術センターと連携し、藻場再生に向けた取組みとして、現地に移植するカジメを確実に生育させるための陸上養殖試験やアイゴやウニ等の食害生物の除去等を行う。 ・刺し網等を営む漁業者は、第1期浜プランで産卵が確認されたアオリイカ産卵床について、適地を探りながら設置する等、水産資源の産卵場、生育場づくりを行う。 ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、藻場の回復状況を見ながら、アワビ類、サザエ等の種苗放流を行い、磯根資源の維持・回復を図る。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協又は漁連は、漁業者の安心・安全な漁業活動を維持・推進するため、漁業施設の更新・整備を進める。 |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁船漁業を行う漁業者は、船底やプロペラ等の清掃、機器設備メンテナンス及び出漁、帰港時の減速省エネ航行等に取り組む。 |
| <p>漁村の活性化のための取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、専門学校と連携し、生徒が漁業体験を行う機会を設けるなど、漁業に興味関心のある人に漁業の魅力をアピールすることにより、新規漁業就業者の確保に努める。 ・遊漁船登録している漁業者は、本業である漁のほかに遊漁船業を行い、釣り客に三浦市沿岸での釣りの魅力を体感してもらうことで、再来訪に繋げていき、ひいては多くの釣り客が訪れるようにしていく。 ・漁業者は、地元観光業が催行する交流イベントに釣り船体験などに参画することで漁業の魅力を観光客に体験してもらうことで、観光客増加を図り、海業を推進していく。 |
| <p>活用する支援措置等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 (国、県、市) ・三浦市水産業振興事業 (種苗放流事業) (市) ・水産業強化支援事業 (国、県、市) |

| | |
|----------------------|--|
| <p>漁業収入向上のための取組</p> | <p>(1) 魚価向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、酸化抑制効果のある窒素により構成された氷を船上で適切に活用し、漁獲物の鮮度保持や衛生管理に努めるとともに、高度衛生管理マニュアルに基づき水揚げや荷捌時における水産物の取扱ルールを遵守する。 ・三崎地区以外の漁業者は、三崎沿岸販売所に搬入することによって付加価値向上が見込まれる漁業種類及び魚種の抽出を行う。 ・漁協は、観光客や釣り客への水産物の販売、海上釣り堀「みうら海王」への魚の供給、交流イベントへの出展等、観光業を取り込んだ水産物の販売促進に取り組む。 ・漁業者は、キンメダイ、ムツ等の魚類収穫時に魚体を傷つけることのないようにスポンジ上で針を外すことなどに取り組む。 ・一部の漁業者は、漁船の甕に魚類を容れる際には滅菌海水を使用することに取り組む。 ・漁協は、地元水産関連企業を中心に仲買人になることのメリットをアピールすることで仲買人を増加させることや、特定魚種の取引に長けている仲買人へ魚体や鮮度の良さを伝えることで売込むことに取り組む。 ・漁協は、ミウラガストロノミー研究会へ魚類を提供することにより、国内外の富裕層を対象としたガストロノミーツーリズムにおける食体験を通じて認知度を高めることに取り組む。 <p>(2) 水揚量の維持・回復のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、県水産技術センターと連携し、藻場の維持・再生に向けて試験的に陸上養殖したカジメの一部を移植する適地を探る。それに合わせて移植候補地周辺においてアイゴやウニ類等の食害生物の駆除を重点的に行う。 ・刺し網等を営む漁業者は、アオリイカ産卵床の設置に取り組み、昨年度までに効果を実感した組合員にも木材調達や設置活動への参加を呼びかけ、活動の規模を拡大させる。 ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、藻場の回復状況に応じたアワビ類、サザエの種苗放流を行う。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協又は漁連は、漁業者の安心・安全な漁業活動を維持・推進するため、漁業施設の更新・整備を進める。 |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁船漁業を行う漁業者は、船底やプロペラ等の清掃、機器設備メンテナンス及び出漁、帰港時の減速省エネ航行等に取り組む。 |
| <p>漁村の活性化のための取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、専門学校と連携し、生徒が漁業体験を行う機会を設けるなど、漁業に興味関心のある人に漁業の魅力をアピールすることにより、新規漁業就業者の確保に努める。 ・遊漁船登録している漁業者は、本業である漁のほかに遊漁船業を行い、釣り客に三浦市沿岸での釣りの魅力を体感してもらうことで、再来訪に繋げていき、ひいては多くの釣り客が訪れるようにしていく。 ・漁業者は、地元観光業が催行する交流イベントに釣り船体験などに参画することで漁業の魅力を観光客に体験してもらうことで、観光客増加を図り、海業を推進していく。 |
| <p>活用する支援措置等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国、県、市） ・三浦市水産業振興事業（種苗放流事業）（市） ・水産業強化支援事業（国、県、市） |

| | |
|----------------------|--|
| <p>漁業収入向上のための取組</p> | <p>(1) 魚価向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、酸化抑制効果のある窒素により構成された氷を船上で適切に活用し、漁獲物の鮮度保持や衛生管理に努めるとともに、高度衛生管理マニュアルに基づき水揚げや荷捌時における水産物の取扱ルールを遵守する。 ・三崎地区以外の漁業者は、三崎沿岸販売所への集荷による付加価値向上が見込まれる漁業種類・魚種について出荷試験を行い、輸送コストや操業から市場への陳列までの作業スケジュールの検討を行う。 ・漁協は、観光客や釣り客への水産物の販売、海上釣り堀「みうら海王」への魚の供給、交流イベントへの出展等、観光業を取り込んだ水産物の販売促進に取り組む。 ・漁業者は、キンメダイ、ムツ等の魚類収穫時に魚体を傷つけることのないようにスポンジ上で針を外すことなどに取り組む。 ・一部の漁業者は、漁船の甕に魚類を容れる際には滅菌海水を使用することに取り組む。 ・漁協は、地元水産関連企業を中心に仲買人になることのメリットをアピールすることで仲買人を増加させることや、特定魚種の取引に長けている仲買人へ魚体や鮮度の良さを伝えることで売込むことに取り組む。 ・漁協は、ミウラガストロノミー研究会へ魚類を提供することにより、国内外の富裕層を対象としたガストロノミーツーリズムにおける食体験を通じて認知度を高めることに取り組む。 <p>(2) 水揚げ量の維持・回復のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、県水産技術センターと連携し、陸上養殖したカジメの海底への移植を行う。また、漁場造成・再生用資器材を海底に設置し、藻場の生育に与える効果を検証する。 ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、藻場の回復状況に応じたアワビ類、サザエの種苗放流を行う。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協又は漁連は、漁業者の安心・安全な漁業活動を維持・推進するため、漁業施設の更新・整備を進める。 |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁船漁業を行う漁業者は、船底やプロペラ等の清掃、機器設備メンテナンス及び出漁、帰港時の減速省エネ航行等に取り組む。 |
| <p>漁村の活性化のための取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、専門学校と連携し、生徒が漁業体験を行う機会を設けるなど、漁業に興味関心のある人に漁業の魅力をアピールすることにより、新規漁業就業者の確保に努める。 ・遊漁船登録している漁業者は、本業である漁のほかに遊漁船業を行い、釣り客に三浦市沿岸での釣りの魅力を体感してもらうことで、再来訪に繋げていき、ひいては多くの釣り客が訪れるようにしていく。 ・漁業者は、地元観光業が催行する交流イベントに釣り船体験などに参画することで漁業の魅力を観光客に体験してもらうことで、観光客増加を図り、海業を推進していく。 |
| <p>活用する支援措置等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国、県、市） ・三浦市水産業振興事業（種苗放流事業）（市） ・水産業強化支援事業（国、県、市） |

4年目（令和10年度） 所得向上率（基準年比） 9.9%

| | |
|----------------------|---|
| <p>漁業収入向上のための取組</p> | <p>(1) 魚価向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、酸化抑制効果のある窒素により構成された氷を船上で適切に活用し、漁獲物の鮮度保持や衛生管理に努めるとともに、高度衛生管理マニュアルに基づき水揚げや荷捌時における水産物の取扱ルールを遵守する。 ・三崎地区以外の漁業者は、地区内の販売所との調整内容を踏まえ、段階的に三崎沿岸販売所への集荷を実施する。 ・漁協は、観光客や釣り客への水産物の販売、海上釣り堀「みうら海王」への魚の供給、交流イベントへの出展等、観光業を取り込んだ水産物の販売促進に取り組む。 ・漁業者は、キンメダイ、ムツ等の魚類収穫時に魚体を傷つけることのないようにスポンジ上で針を外すことなどに取り組む。 ・一部の漁業者は、漁船の甕に魚類を容れる際には滅菌海水を使用することに取り組む。 ・漁協は、地元水産関連企業を中心に仲買人になることのメリットをアピールすることで仲買人を増加させることや、特定魚種の取引に長けている仲買人へ魚体や鮮度の良さを伝えることで売込むことに取り組む。 ・漁協は、ミウラガストロノミー研究会へ魚類を提供することにより、国内外の富裕層を対象としたガストロノミーツーリズムにおける食体験を通じて認知度を高めることに取り組む。 <p>(2) 水揚げ量の維持・回復のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、県水産技術センターと連携し、海底へ移植したカジメの保護といった藻場の維持・回復に向けた取組みを行う。 ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、藻場の回復状況に応じたアワビ類、サザエの種苗放流を行う。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協又は漁連は、漁業者の安心・安全な漁業活動を維持・推進するため、漁業施設の更新・整備を進める。 |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁船漁業を行う漁業者は、船底やプロペラ等の清掃、機器設備メンテナンス及び出漁、帰港時の減速省エネ航行等に取り組む。 |
| <p>漁村の活性化のための取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、専門学校と連携し、生徒が漁業体験を行う機会を設けるなど、漁業に興味関心のある人に漁業の魅力をアピールすることにより、新規漁業就業者の確保に努める。 ・遊漁船登録している漁業者は、本業である漁のほかに遊漁船業を行い、釣り客に三浦市沿岸での釣りの魅力を体感してもらうことで、再来訪に繋げていき、ひいては多くの釣り客が訪れるようにしていく。 ・漁業者は、地元観光業が主催する交流イベントに釣り船体験などに参画することで漁業の魅力を観光客に体験してもらうことで、観光客増加を図り、海業を推進していく。 |
| <p>活用する支援措置等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国、県、市） ・三浦市水産業振興事業（種苗放流事業）（市） ・水産業強化支援事業（国、県、市） |

| | |
|----------------------|---|
| <p>漁業収入向上のための取組</p> | <p>(1) 魚価向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業者は、酸化抑制効果のある窒素により構成された氷を船上で適切に活用し、漁獲物の鮮度保持や衛生管理に努めるとともに、高度衛生管理マニュアルに基づき水揚げや荷捌時における水産物の取扱ルールを遵守する。 ・三崎地区以外の漁業者は、三崎沿岸販売所への集荷を本格的に実施するとともに、高度衛生管理基準に沿った取扱いをすることにより付加価値向上を図る。 ・漁協は、観光客や釣り客への水産物の販売、海上釣り堀「みうら海王」への魚の供給、交流イベントへの出展等、観光業を取り込んだ水産物の販売促進に取り組む。 ・漁業者は、キンメダイ、ムツ等の魚類収穫時に魚体を傷つけることのないようにスポンジ上で針を外すことなどに取り組む。 ・一部の漁業者は、漁船の甕に魚類を容れる際には滅菌海水を使用することに取り組む。 ・漁協は、地元水産関連企業を中心に仲買人になることのメリットをアピールすることで仲買人を増加させることや、特定魚種の取引に長けている仲買人へ魚体や鮮度の良さを伝えることで売込むことに取り組む。 ・漁協は、ミウラガストロノミー研究会へ魚類を提供することにより、国内外の富裕層を対象としたガストロノミーツーリズムにおける食体験を通じて認知度を高めることに取り組む。 <p>(2) 水揚量の維持・回復のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、県水産技術センターと連携し、カジメの陸上養殖や回復した藻場の維持・回復に向けた取組みを行う。 ・裸もぐりやみづき等を営む漁業者は、藻場の回復状況に応じたアワビ類、サザエの種苗放流を行う。 <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協又は漁連は、漁業者の安心・安全な漁業活動を維持・推進するため、漁業施設の更新・整備を進める。 |
| <p>漁業コスト削減のための取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁船漁業を行う漁業者は、船底やプロペラ等の清掃、機器設備メンテナンス及び出漁、帰港時の減速省エネ航行等に取り組む。 |
| <p>漁村の活性化のための取組</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁協は、専門学校と連携し、生徒が漁業体験を行う機会を設けるなど、漁業に興味関心のある人に漁業の魅力をアピールすることにより、新規漁業就業者の確保に努める。 ・遊漁船登録している漁業者は、本業である漁のほかに遊漁船業を行い、釣り客に三浦市沿岸での釣りの魅力を体感してもらうことで、再来訪に繋げていき、ひいては多くの釣り客が訪れるようにしていく。 ・漁業者は、地元観光業が主催する交流イベントに釣り船体験などに参画することで漁業の魅力を観光客に体験してもらうことで、観光客増加を図り、海業を推進していく。 |
| <p>活用する支援措置等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業（国、県、市） ・三浦市水産業振興事業（種苗放流事業）（市） ・水産業強化支援事業（国、県、市） |

(5) 関係機関との連携

- ・神奈川県水産技術センターと連携し、地先資源回復に努める。
- ・ミウラガストロノミー研究会と連携し、ガストロノミーツーリズムが催行されるときに魚類提供するようにする。
- ・観光客へ水産物が渡るように地元観光業界と調整しながら魚類の供給等を行う。
- ・専門学校にカリキュラムに漁業体験を行う機会を設けてもらうよう働きかける。

(6) 取組の評価・分析の方法・実施体制

- ・みうら地区地域水産業再生員会構成員である漁協、三浦市を主として毎年度末に取組状況を漁業者等に聞き取りし、自ら評価する。
- ・所得目標計算で設定した各項目の実績値により、所得向上がなされているか分析する。
- ・県政総合センター、水産技術センターのオブザーバー等に自己評価案について評価意見を付してもらい、次年度の取組の改善等に繋げる。

4 目標

(1) 所得目標

| | | |
|--------------------|-----|--|
| 漁業者の所得の 向上10%以上 | 基準年 | |
| | 目標年 | |

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

(3) 所得目標以外の成果目標

① 所得向上の取組に係る成果目標

| | | | | |
|------------------------|-----|-------------------|-----|------|
| 三崎沿岸販売所における平均魚価の約5%の向上 | 基準年 | 令和1年～ 令和5年の平均： | 623 | 円/kg |
| | 目標年 | 令和11年： | 650 | 円/kg |

② 漁村活性化の取組に係る成果目標

| | | | | |
|-------------|-----|--------------------|-----|-----|
| 新規漁業就業者数の増加 | 基準年 | 令和1年～ 令和5年の平均： | 2.2 | 人/年 |
| | 目標年 | 令和7年～ 令和11年の平均： | 4 | 人/年 |

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

| |
|---|
| <p>①三崎沿岸販売所における平均魚価の約5%の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に三崎沿岸販売所が高度衛生管理に対応した施設に改修されたことに伴い、漁業者は、水揚から出荷までを高度衛生管理基準に沿った取扱いを行い、魚価の向上を図る。 前期浜プランでは、高度衛生管理による魚価向上への効果率については、平成27年度に（一財）漁港漁場漁村総合研究所により実施された「流通拠点漁港における衛生管理対策及び効果把握調査」に基づき最終的に4%の向上を見込んでいた。前期浜プランの基準年（平成25年から平成29年の三崎沿岸販売所の魚価平均単価）の488円/kgに対する4%向上（508円/kg）は令和4年には687円/kg、最終目標年の令和5年には834円/kgとなり、達成できた。 今期浜プランでは、今期基準年（令和1年から令和5年）に対し、年1%向上し、前期浜プラン基準年よりも更なる魚価向上を図る。 年1%の向上するために、高度衛生管理による魚価向上のほかに、漁業者は、収穫時に魚体を傷つけることのないようにスポンジ上で針を外すことなどに取組む。 また、仲買人を増加させることや、特定魚種の取引に長けている仲買人へ売込むことに取組むことにより、年1%の向上を目指す。 以上から、計画期間の目標を約5%の平均単価の向上とし、目標値を令和1年から令和5年の三崎沿岸販売所の魚価の平均単価である623円/kgの約5%向上となる650円/kgとした。 <p>②新規漁業就業者数の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の新規漁業就業者数は、令和元年度：3人、令和2年度：3人、令和3年度：1人、令和4年度：1人、令和5年度：3人（5年累計11人、平均2.2人/年）となっている。 漁業所得向上を目標に掲げ、漁業をより魅力のある職業とすることで、漁業に興味関心のある人にアピールすることで、毎年度4人の新規漁業就業者数の増員（累計20人）を目指す。 |
|---|

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

| 事業名 | 事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性 |
|---------------------|---|
| 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 | 藻場保全活動に対する補助事業を活用する。 基本方針に掲げる水揚量の増大のための取組として、藻場の地域資源の維持・回復を図る。 |
| 三浦市水産業振興事業（種苗放流事業） | 漁協が行う魚介類の種苗放流に対して補助を活用する。水産資源の増殖により、漁業者の所得向上を図る。 |
| 水産業強化支援事業 | 浜の活力再生プランに位置付けられた漁業施設の更新・整備に対する補助事業を活用する。 施設の更新・整備により漁業者の安心・安全な漁業活動を維持・推進する。 |